

令和 6 年 6 月 5 日

第 3 回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

6 月 5 日（初 日）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長諸般報告並びに提出案件の概要説明
- 日程第 4 南知多町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第 5 報告第 1 号 令和 5 年度南知多町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 6 報告第 2 号 令和 5 年度南知多町水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第 7 報告第 3 号 令和 5 年度南知多町漁業集落排水事業会計予算繰越計算書について
- 日程第 8 報告第 4 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（南知多町大字内海地内における車両損傷事故））
- 日程第 9 議案第 36 号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町税条例の一部を改正する条例について）
- 日程第 10 議案第 37 号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例について）
- 日程第 11 議案第 38 号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）
- 日程第 12 議案第 39 号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第 13 議案第 40 号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第 14 議案第 41 号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第 15 議案第 42 号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第 16 議案第 43 号 教育委員会委員の任命同意について
- 日程第 17 議案第 44 号 教育委員会委員の任命同意について
- 日程第 18 議案第 45 号 農業委員会委員の任命同意について
- 日程第 19 議案第 46 号 農業委員会委員の任命同意について
- 日程第 20 議案第 47 号 農業委員会委員の任命同意について
- 日程第 21 議案第 48 号 農業委員会委員の任命同意について
- 日程第 22 議案第 49 号 農業委員会委員の任命同意について
- 日程第 23 議案第 50 号 農業委員会委員の任命同意について

日程第24 議案第51号 農業委員会委員の任命同意について

日程第25 議案第52号 南知多町税条例の一部を改正する条例について

日程第26 議案第53号 南知多町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

日程第27 議案第54号 令和6年度南知多町一般会計補正予算（第1号）

日程第28 請願第2号 「金権腐敗政治を一掃するための意見書」の採択を求める請願

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員 （12名）

1番 森 宏 子

2番 山 本 優 作

3番 鈴 木 浩 二

4番 片 山 陽 市

5番 小 嶋 完 作

6番 内 田 保

7番 石 垣 菊 蔵

8番 服 部 光 男

9番 藤 井 満 久

10番 吉 原 一 治

11番 榎 戸 陵 友

12番 石 黒 充 明

欠席議員 （なし）

4 説明のため出席した者の職・氏名

町 長 石 黒 和 彦

副 町 長 高 田 順 平

総 務 部 長 大 岩 幹 治

総 務 課 長 坂 口 増 和

防 災 交 通 課 長 石 黒 俊 光

税 務 課 長 宮 地 利 佳

企 画 財 政 課 長 滝 本 功

建 設 経 済 部 長 田 中 直 之

建 設 課 長 山 本 剛

まちなみ環境課長 田 中 達 也

産 業 振 興 課 長 奥 川 広 康

水 道 課 長 山 下 哲 矢

厚 生 部 長 相 川 和 英

住 民 課 長 山 本 有 里

ふ く し 課 長 山 下 忠 仁

健康こども課長 鈴 木 和 芳

教 育 長	高 橋 篤	教 育 部 長	鈴 木 淳 二
教 育 課 長	富 田 和 彦	成 長 戦 略 室 長	山 本 剛 資
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	内 田 純 慈		

5 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	坂 本 有 二	書	記	松 本 満 砂
書	記	山 下 英 将		

〔 開会 9時30分 〕

○議長（鈴木浩二君）

皆さん、おはようございます。

大変御多用の中を6月定例町議会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

本日、南知多町議会6月定例会初日を迎えました。長きにわたるデフレや新型コロナウイルス感染の拡大、ウクライナ紛争などによる食料の高騰、中東紛争による燃料の高騰、コストプッシュ型のよくないインフレにより地域経済の消費が冷え込み、多くの国民が困窮に直面する事態となっています。今、国の急務に上がっているのはエネルギーと食品で、これ以上値上がりしないよう物価高対策が求められています。

さて、最近のスポーツ界では大谷選手の話題で持ち切りですが、同じメジャーリーグで戦っているダルビッシュ有投手が先月の試合で日米通算200勝という快挙を果たしました。37歳の体でいまだにメジャーの一線でフル稼働しているところは彼の努力のたまものと言えます。我々議員も職員の皆さんと協力し、ダルビッシュ投手のように目標に向かって試行錯誤しながら努力し、住み続けられるまちづくりの成功を祈念いたしまして挨拶といたします。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和6年第3回南知多町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案説明等のため、地方自治法第121条の規定により、町長はじめ関係職員の出席を求めましたので御報告いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますのでよろしくお願いいたします。

また、法令を遵守し、良識と節度を持った議会運営に心がけてください。

日程に先立ちまして、報告させていただきます。

監査委員より、例月出納検査結果報告の提出がありましたので、その写しを送付しております。

ここで、発言する方に申し上げます。

聞き取りにくい場合がありますので、発言に際し、マスクを外し発言をしてください。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木浩二君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において5番、小嶋完作議員、6番、内田保議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（鈴木浩二君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月19日までの15日間といたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は15日間と決定しました。

日程第3 町長諸般報告並びに提出案件の概要説明

○議長（鈴木浩二君）

日程第3、町長諸般報告並びに提出案件の概要説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

皆様、おはようございます。

本日、ここに6月定例町議会を招集いたしましたところ、町議会議員の皆様には御出席を賜り、深く感謝申し上げます。

それでは、諸般報告をさせていただきます。

初めに、ふるさと納税事業の推進につきまして報告させていただきます。

本町の令和5年度ふるさと納税受入額につきましては4万4,727件、4億9,164万3,000円の寄附をいただき、目標としておりました4億円を大きく上回りました。令和4年度の2万747件、2億5,786万2,000円から約1.9倍へと増加しております。

今後のふるさと納税事業推進施策として、ふるさと納税3.0という新たな補助事業を創出いたしました。ふるさと納税3.0とは寄附者と生産者、町の結びつきを強める取組で、クラウドファンディング型ふるさと納税により、集めた寄附金を活用して地場産業の育成や既存製品の生産力強化につなげ、支援を受けた事業者が返礼品を生み出すとい

う仕組みでございます。ふるさと納税3.0では、参加したい事業者が町に事業を提案し、町の審査で承認を受ければ、クラウドファンディングを実施することができます。寄附が目標額に達した時点で事業を始めることができ、事業別に寄附額の約4割を南知多町ふるさと産品創出等支援事業補助金として交付いたします。本町のふるさと納税に御協力いただいている事業者様を支援することで魅力的なふるさと産品の創出の促進を図り、地域の活性化及び産業振興並びに雇用の促進に寄与したいと考えております。

次に、師崎港観光センター周辺整備運営事業について、進捗状況を報告させていただきます。

去る5月21日に師崎羽豆神社において師崎港観光センター起工式が行われ、現在は仮設チケット売場を建設しているところでございます。7月11日から仮設チケット売場の運営を開始し、その後、新立体駐車場は令和7年4月末、新観光センターは令和8年1月の供用開始を目指し工事が行われます。また、新立体駐車場の建設に伴い、8月19日より平面駐車場が利用できなくなります。駐車場不足が予想されますが、この間は土・日、祝日を中心に臨時駐車場を開設して対応してまいります。工事期間中、施設利用者及び地域の皆様方には御不便、御迷惑をおかけいたしますが、御理解いただきますようお願い申し上げます。

最後に、新南知多中学校の建設につきまして報告させていただきます。

旧豊浜中学校跡地に計画しております新しい南知多中学校の建設につきましては、令和10年度開校を目指し、令和4年度より基本構想、基本計画を作成することから始めました。

この中で昨今の物価の高騰を受け、当初計画より事業費が大幅に高くなることや、地質調査を実施した結果、校舎のり面の対策工事が新たに必要となることが分かりました。

これらのことにより、5月下旬に開催しました住民説明会で説明いたしましたとおり、令和10年度開校は難しく、令和6年度1年間の整理期間をいただきまして、財政的な面から、また事業の面からも再検討を行うこととなりました。町民の皆様には、なるべく早い段階で新たな建設案を説明したいと考えておりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

以上で諸般報告を終わります。

続きまして、提出案件の概要を御説明申し上げます。

本日提出させていただきます案件は、報告4件及び専決処分の承認を求めることにつ

いてをはじめ19議案であります。

それでは、順を追って提出案件の概要を御説明申し上げます。

報告第1号の令和5年度南知多町一般会計予算繰越明許費繰越計算書につきましては、繰越明許費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

報告第2号の令和5年度南知多町水道事業会計予算繰越計算書につきましては、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、水道事業会計予算を翌年度に繰り越しましたので、同条第3項の規定により議会に報告するものであります。

報告第3号の令和5年度南知多町漁業集落排水事業会計予算繰越計算書につきましては、地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定に基づき、漁業集落排水事業会計予算を翌年度に繰り越しましたので、同条第3項の規定により議会に報告するものであります。

報告第4号の専決処分の報告につきましては、南知多町大字内海地内で発生した車両損傷事故について、損害賠償の額を決定し、和解することにつき地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

議案第36号及び議案第37号の専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布されたことなどに伴い、南知多町税条例の一部を改正する条例及び南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものであります。

議案第38号の専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものであります。

議案第39号の人権擁護委員の推薦につきましては、人権擁護委員5名のうち、1名の方が令和6年9月30日をもって任期満了となりますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、人権擁護委員の候補者として1名の方を法務大臣に推薦したいため、議会の意見を求めるものでございます。

議案第40号から議案第42号の固定資産評価審査委員会委員の選任同意につきましては、

3名の委員が令和6年7月3日、同9日、同14日をもってそれぞれ任期満了となりますので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、3名の選任同意をお願いするものであります。

議案第43号及び議案第44号の教育委員会委員の任命同意につきましては、5名の委員のうち、2名の方が令和6年7月14日をもって任期満了となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、2名の任命同意をお願いするものであります。

議案第45号から議案第51号の農業委員会委員の任命同意につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、7名の任命同意をお願いするものであります。

議案第52号の南知多町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第53号の南知多町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が令和6年5月27日に施行されたことに伴い、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第54号は、令和6年度南知多町一般会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,816万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億5,616万8,000円とするものであります。

以上で、諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わらせていただきます。円満かつ速やかに御承認、御同意、御可決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって、諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わります。

日程第4 南知多町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長（鈴木浩二君）

日程第4、南知多町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

この選挙につきましては、現選挙管理委員会委員及び補充員が令和6年7月14日をもって任期満了となります。このため、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、委員4人、補充員4人を議会で選挙するものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。被選挙人の指名方法については、議長において指名することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、南知多町選挙管理委員会委員及び補充員の指名を行います。

委員には、中川昌一さん、天木一寛さん、石堂和重さん、高瀬彰さんを指名いたします。また、補充員に、吉澤保則さん、植田勝則さん、渡邊三郎さん、天野鉦一さんを指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました方々をそれぞれ選挙管理委員会委員及び補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました方々が南知多町選挙管理委員会委員及び補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りします。補充の順序は、ただいま議長が指名しました方々で地区ごとになりたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、補充の順序を決定しました。

日程第5 報告第1号 令和5年度南知多町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

○議長（鈴木浩二君）

日程第5、報告第1号 令和5年度南知多町一般会計予算繰越明許費繰越計算書につ

いての件を議題といたします。

報告を求めます。

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、報告第1号 令和5年度南知多町一般会計予算繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして御報告申し上げます。

データの5ページ、令和5年度南知多町繰越明許費繰越計算書を御覧ください。

令和6年3月議会定例会で繰越明許費の補正措置を御可決、御承認いただきました8事業において、年度内に完了ができないため、記載のとおり令和6年度に繰越しをいたしましたので報告するものであります。

繰越しをいたします事業は、戸籍情報システム等改修業務委託事業、物価高騰対応重点支援給付金（均等割のみ課税世帯）給付事業、物価高騰対応重点支援給付金（こども加算）給付事業、新型コロナワクチン接種事業、農業振興対策事業、観光施設整備事業、師崎港観光センター周辺整備運営事業、道路橋りょう維持補修事業の8事業であります。

翌年度繰越額は、表の一番下の欄、合計の左から2つ目ではありますが、8事業で1億6,052万8,000円であります。その財源は、国庫支出金9,713万9,660円、県支出金3,884万8,000円、町債1,000万円及び一般財源1,454万340円であります。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって報告を終わります。

日程第6 報告第2号 令和5年度南知多町水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（鈴木浩二君）

日程第6、報告第2号 令和5年度南知多町水道事業会計予算繰越計算書についての件を議題といたします。

報告を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、報告第2号 令和5年度南知多町水道事業会計予算繰越計算書につきましては、データの6ページを御覧ください。

報告第2号 令和5年度南知多町水道事業会計予算繰越計算書につきまして、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、別紙のとおり予算を翌年度に繰り越しましたので、同条第3項の規定により、御報告申し上げます。

次のページの令和5年度南知多町水道事業会計予算繰越計算書を御覧ください。

本件の繰越しの理由については、愛知県の令和5年度補正予算に対応したことによるもので、年度内に完了ができないため、記載のとおり令和6年度に繰越しをいたしましたので、報告するものであります。

繰越しをいたしました事業は、岩屋配水区管路耐震化工事の1事業であります。

翌年度繰越額は、表の翌年度繰越額の欄に記載のとおり、5,878万5,000円であります。その財源は、県補助金1,299万4,000円、損益勘定留保資金等4,579万1,000円であります。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって報告を終わります。

日程第7 報告第3号 令和5年度南知多町漁業集落排水事業会計予算繰越計算書について

○議長（鈴木浩二君）

日程第7、報告第3号 令和5年度南知多町漁業集落排水事業会計予算繰越計算書についての件を議題といたします。

報告を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、報告第3号 令和5年度南知多町漁業集落排水事業会計予算繰越計算書につきましては、データの8ページを御覧ください。

報告第3号 令和5年度南知多町漁業集落排水事業会計予算繰越計算書につきまして、地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定に基づき、別紙のとおり予算を翌年度に繰り越しましたので、同条第3項の規定により御報告申し上げます。

次のページの令和5年度南知多町漁業集落排水事業会計予算繰越計算書を御覧ください。

本件の繰越しの理由については、排水施設利用者との工事の有無を含めた協議に時間

を要し、完全受注生産品である仕切弁の発注が遅れ、年度内に工事を完了することが困難となったため工期を延長するもので、記載のとおり令和6年度に繰越しをいたしましたので報告するものであります。

繰越しをいたしました事業は、浜側仕切弁設置工事の1事業であります。

翌年度繰越額は、表の翌年度繰越額の欄に記載のとおり、138万5,000円であります。その財源は、使用料138万5,000円であります。

以上で報告とさせていただきます。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって報告を終わります。

日程第8 報告第4号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（南知多町大字内海地内における車両損傷事故））

○議長（鈴木浩二君）

日程第8、報告第4号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（南知多町大字内海地内における車両損傷事故））の件を議題といたします。

報告を求めます。

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、報告第4号 専決処分の報告について御説明申し上げます。

データの11ページ、専決第4号を御覧ください。

損害賠償の額の決定及び和解について、南知多町大字内海地内で発生した交通事故について、損害賠償の額を決定し和解をするため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和6年4月15日付で専決処分を行いましたので御報告いたします。

その内容は、1. 相手方は記載のとおりです。

2. 事故の概要ですが、令和5年10月20日午前10時45分頃、南知多町教育委員会が委嘱するごみ回収作業員が、南知多町大字内海地内の駐車場において公用車を後退させ出庫する際に後方確認を怠り、同じく出庫のため後退してきた相手方の自家用車と衝突し、当該車両を損傷させたものです。

3の損害賠償の額及び和解の内容ですが、損害賠償の額は22万5,570円で、相手方に対し、双方の賠償額を相殺した10万6,170円を支払うことで示談が成立しております。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって報告を終わります。

日程第 9 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町税条例の一部を改正する条例について）

○議長（鈴木浩二君）

日程第 9、議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町税条例の一部を改正する条例について）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、議案第36号、専決処分の承認を求めます南知多町税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

データの29ページの提案理由の説明を御覧ください。

1の提案の理由です。

地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布されたこと等に伴いまして、緊急に南知多町税条例を改正する必要性が生じたので、令和6年3月31日に同条例の一部改正につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要があるからであります。

2の改正の主な内容です。

(1)の個人の町民税関係は、ア、能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例を追加する改正で、附則第5条の2関係であります。イ、令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除を追加する改正で、附則第7条の5関係であります。

(2)の固定資産税関係は、ア、地方税法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合、いわゆるわがまち特例の割合を追加する改正で、附則第10条の2関係であります。イ、新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置について、マンション管理組合の管理者等から申告書の提出があり、要件に該当すると認められる場合は適用することができる規定を追加する改正で、附則第10条の3関係であります。ウ、土地に係る負

担調整措置の適用期限を3年延長する改正で、附則第12条及び第13条関係であります。

3の施行期日等です。

(1)施行期日は令和6年4月1日です。(2)で固定資産税に係る経過措置について定めています。

提案理由の説明の次のページ以降に新旧対照表をつけていますので、後ほど御確認ください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○6番（内田 保君）

それでは、ちょうど1万円の住民税減税が始まっております。それについてお伺いしたいと思います。

1点目、個人住民税を今回給付ではなく、わざわざ6月をゼロにして面倒な事務を市町村に押しつけて困っているという報道がされております。南知多町も大変だと思います。どのような人員体制で今回の減税対策をしようとしているのか、その体制についてお聞きします。

2点目、2,000万円の年収及び所得は1,805万円で特別控除にはならないということが報道されております。この方は南知多町では何人いるのかお答えください。

3点目、定額減税前の税額は5,500円、1,500円の県、3,000円の町、1,000円の森林環境税は、均等割のみの場合は対象外になるのでしょうか。もし対象外になるならば、その方は南知多町においては何人いるのでしょうか。

4点目、非課税措置で1万円の対象にならないという方が報道されております。南知多町においてはこの非課税措置の方、1万円の対象にならない方は何人見えるのか、よろしくお願いいたします。

5点目、固定資産税関係です。土地に関わる負担調整措置の適用期限を3年延長するというのはどういう意味なのか、簡単でいいので御説明ください。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

税務課長。

○税務課長（宮地利佳君）

それでは、ただいまの内田議員の質問にお答えいたします。

まず1点目の質問で、定額減税を実施するための人員体制がどうかというところですが、この定額減税につきましては、税務課が担当となり実施していくこととなっております。基本的には税務課の住民税徴収グループで、会計年度任用職員も含めますが、9人おります。この9人を中心として業務を進めていく予定としております。しかし、通常業務もある中で初めての業務であり、全体の業務量とかも見込めない部分がありますので、状況を見ながら固定資産税グループの応援体制も検討しながら実施していく予定としております。

2点目の合計所得を1,805万円を超える所得の方は何人かという質問ですが、約58人を見込んでおります。

3点目の質問で、住民税均等割のみの場合、定額減税の対象となるかどうかですが、こちらにつきましては、今回の定額減税の対象となるのは所得割のある方が対象となりますので、均等割のみの課税の方は定額減税の対象とはなりません。なお、均等割課税の方につきましては、世帯に対しまして、ふくし課が担当となりますが、給付金の支給を予定しております。その人数につきましては、概数ですが約1,800人を見込んでおります。

4点目の質問で、定額減税の対象とならない人は何人かということですが、まず住民税の納税義務に当たる方が概算で約1万400人、このうち所得割の課税される方が6,700人となりまして、その差引きで約3,700人が納税義務者のうち対象とならないと見込んでおります。

5点目の土地に係る負担調整措置の適用期限を3年延長する改正とはどういうものかという御質問ですが、こちらにつきましては、宅地の固定資産税は課税の公平の観点から地域や土地によりばらつきのある負担水準、この負担水準というのは今年度の評価額に対する前年度の課税標準額の割合のことですが、この負担水準の均衡化させることを重視とした税負担の調整措置が講じられておりまして、この負担水準が高い土地につきましては税負担を引き下げる、または据え置く、負担水準の低い土地についてはなだらかに上昇させることによって負担水準のばらつきの幅を狭めていくという仕組みのこと

で、この措置につきましては、平成9年度の評価替え移行導入しているもので、3年ごとに延長しているものであります。また、農地につきましても仕組みは違いますが、なだらかな税負担となるような調整措置が導入されておりまして、これも同様に3年延長するものであります。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第36号に対する討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第36号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第10 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例について）

○議長（鈴木浩二君）

日程第10、議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例について）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、議案第37号、専決処分の承認を求めます南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

データの55ページの提案理由の説明を御覧ください。

1 の提案の理由です。

地方税法等の一部を改正する法律が、令和 6 年 3 月 30 日に公布されたことに伴いまして、緊急に南知多町都市計画税条例を改正する必要性が生じたので、令和 6 年 3 月 31 日に同条例の一部改正につきまして、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をしましたので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要があるからであります。

2 の改正の主な内容です。

(1) 土地に係る負担調整措置の適用期限を 3 年延長する改正で、附則第 8 項及び第 11 項から第 13 項関係であります。

(2) 地方税法の一部改正に伴う字句の整理で、附則第 3 項、第 4 項、第 6 項及び第 17 項関係であります。

3 の施行期日等です。

(1) 施行期日は令和 6 年 4 月 1 日です。(2) で経過措置について定めています。

なお、都市計画税につきましては、本町は平成 15 年度以降課税を停止しています。

提案理由の説明の次のページ以降に新旧対照表をつけていますので、後ほど御確認ください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

質疑なしと認めます。

これより議案第 37 号に対する討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第 37 号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第11 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

○議長（鈴木浩二君）

日程第11、議案第38号 専決処分承認を求めることについて（南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、議案第38号、専決処分の承認を求めます南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

データ63ページの提案理由の説明を御覧ください。

1の提案の理由です。

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布されたことに伴いまして、緊急に南知多町国民健康保険税条例を改正する必要性が生じたので、令和6年3月31日に同条例の一部改正につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要があるからであります。

2の改正の内容です。

低所得者に係る保険税軽減の基準額を改正するもので、第23条関係であります。

これは、国民健康保険税の軽減に関するもので、5割軽減及び2割軽減の基準額の算定方法の変更であります。

(1)として、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、43万円に加算する被保険者等の人数に乘すべき金額を現行の「29万円」から「29万5,000円」に引き上げるものであります。

(2)として、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、43万円に加算する被保険者等の人数に乘すべき金額を現行の「53万5,000円」から「54万5,000円」

に引き上げるものであります。

3の施行期日等です。

(1)施行期日は、令和6年4月1日です。

次のページを御覧ください。

(2)で適用区分について定めています。

改正後の南知多町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものであります。

次のページに新旧対照表をつけていますので、後ほど御確認ください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第38号に対する討論に入ります。

お諮りいたします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第38号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第12 議案第39号 人権擁護委員の推薦について

○議長（鈴木浩二君）

日程第12、議案第39号 人権擁護委員の推薦についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

議案第39号 人権擁護委員の推薦につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

データの66ページを御覧ください。

人権擁護委員の推薦につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき町長が議会の意見を聞いて候補者を法務大臣に推薦するものであり、これにより同大臣から委嘱されるものであります。

今回、5名の委員のうち、日間賀島地区の鈴木時平さんが令和6年9月30日をもって任期満了となります。つきましては、その後任の候補者として、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある鈴木智幸さんを新任で人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

鈴木智幸さんは、現在飲食業等を営んでおり、平成17年度に南知多町立日間賀小学校PTA会長を、また平成25年度から28年度まで南知多町消防団副団長を歴任されました。

なお、人権擁護委員の任期は3年であります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第39号に対する討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第39号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意されました。

日程第13 議案第40号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

日程第14 議案第41号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

日程第15 議案第42号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

○議長（鈴木浩二君）

日程第13、議案第40号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてから日程第15、議案第42号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてまでの3件は、関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

議案第40、41、42号、固定資産評価審査委員会委員の選任同意につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会は、地方税法第423条第1項の規定に基づいて、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査・決定するため町に設置されています。

委員の定数は3名で、議会の同意を得て町長が選任するものでございます。

現在の委員3名は、大字山海の内藤宗充さんが7月14日、大字豊浜の榊原司恭さんが7月9日、大字大井の渡邊三郎さんが7月3日をもって、それぞれ任期満了となります。

データの67ページを御覧ください。

議案第40号、内藤宗充さんの後任としまして、新たに大字内海の石黒廣輝さんを委員として選任をお願いするものでございます。

石黒廣輝さんは、昭和55年4月から南知多町役場職員として勤務し、防災安全課長、税務課長を歴任され、平成30年3月に退職されました。

続きまして、データの68ページを御覧ください。

議案第41号、榊原司恭さんの後任としまして、新たに大字豊浜の藤田仲久さんを委員として選任をお願いするものでございます。

藤田仲久さんは、平成16年度以降令和2年度までに4回にわたり豊浜初神区の区会議員を務められ、令和3年度には同区の副区長、令和5年度には同区の区長を歴任され、

地区の発展に貢献されております。

続いて、データの69ページを御覧ください。

議案第42号、渡邊三郎さんには、引き続き委員をお願いするものでございます。

渡邊三郎さんは、昭和53年4月から南知多町役場職員として勤務し、総務部長、厚生部長を歴任され、平成28年3月に退職されました。なお、平成30年7月から固定資産評価審査委員会委員に就かれております。

3名の方は、人格、識見とも優れ、委員として適任者でありますので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第40号から42号に対する討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第40号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意されました。

次に、議案第41号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意されました。

次に、議案第42号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意されました。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時35分といたします。

なお、休憩中は議場の窓を開け、換気を行いますので、御協力をお願いします。

[休憩 10時24分]

[再開 10時40分]

○議長（鈴木浩二君）

定刻になりましたので、休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

少し延長いたしまして御迷惑をおかけいたしました。

日程第16 議案第43号 教育委員会委員の任命同意について

○議長（鈴木浩二君）

日程第16、議案第43号 教育委員会委員の任命同意について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

議案第43号 教育委員会委員の任命同意につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

教育委員会委員のうち、大字豊浜の吉原知味さんが、令和6年7月14日をもって任期が満了となりますので、教育委員会委員に任命するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

吉原知味さんにつきましては、人格、識見に優れ、平成30年度には豊浜小学校PTA母親代表を務められており、教育に関する経験もある方であります。また、令和2年7月15日から教育委員を務めていただいております。教育委員会委員として適任と考えていますので、引き続き任命させていただきたいと存じます。

任期は、令和6年7月15日から4年間でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第43号に対する討論に入ります。

お諮りいたします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

日程第16、議案第43号 教育委員会委員の任命同意については、吉原一治議員が除斥となりますので、退場をお願いします。

(10番 吉原一治君 退場)

これより議案第43号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意されました。

ここで吉原一治議員の入場をお願いいたします。

(10番 吉原一治君 入場・復席)

日程第17 議案第44号 教育委員会委員の任命同意について

○議長（鈴木浩二君）

日程第17、議案第44号 教育委員会委員の任命同意について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

議案第44号 教育委員会委員の任命同意につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

教育委員会委員5名のうち、大字内海の内田美里さんが令和6年7月14日をもって任期が満了となりますので、教育委員会委員に任命するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

71ページを御覧ください。

内田美里さんにつきましては、人格、識見に優れ、地元にて長く子どもたちにピアノを教えておられ、平成24年から現在まで南知多町文化協会の理事として長く南知多町の文化芸術の向上に貢献されておられます。また、令和4年7月1日から教育委員を務めていただいております。教育委員会委員として適任と考えていますので、引き続き任命させていただきたいと存じます。

任期は、令和6年7月15日から4年間でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第44号に対する討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

議案第44号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意されました。

日程第18 議案第45号 農業委員会委員の任命同意について

日程第19 議案第46号 農業委員会委員の任命同意について

日程第20 議案第47号 農業委員会委員の任命同意について

日程第21 議案第48号 農業委員会委員の任命同意について

日程第22 議案第49号 農業委員会委員の任命同意について

日程第23 議案第50号 農業委員会委員の任命同意について

日程第24 議案第51号 農業委員会委員の任命同意について

○議長（鈴木浩二君）

日程第18、議案第45号 農業委員会委員の任命同意についてから日程第24、議案第51号 農業委員会委員の任命同意についての7件は、関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

それでは、議案第45号から議案第51号 農業委員会委員の任命同意につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、農業委員会委員が令和6年7月19日をもって任期満了となりますので、7名の方を農業委員会委員に任命するに当たり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

データの72ページを御覧ください。

議案第45号、神谷勇さんにつきましては、現在、農業委員会委員を務めていただいております。そのほか知多南部土地改良区理事長を務めており、農業に従事されています。農業委員会委員として適任と考えていますので、引き続き任命させていただきたいものでございます。

73ページを御覧ください。

議案第46号、秦由岐穂さんにつきましては、現在農業に従事されています。農業委員会委員として適任と考えていますので、新たに任命させていただきたいものでございます。

74ページを御覧ください。

議案第47号、大岩徳夫さんにつきましては、現在、農業委員会委員を務めていただいております。そのほか、あいち知多農業協同組合の南知多地域担当理事代表を務められており、農業に従事されています。農業委員会委員として適任と考えていますので、引き続き任命させていただきたいものでございます。なお、この方は認定農業者でございます。

続きまして、75ページを御覧ください。

議案第48号、中川恵美子さんにつきましては、現在、あいち知多農業協同組合の南部ブロック選出理事を務められており、農業に従事されています。農業委員会委員として適任と考えていますので、新たに任命させていただきたいものでございます。

76ページを御覧ください。

議案第49号、丸山賢治さんにつきましては、現在、農業委員会委員を務めていただいております。農業に従事されています。農業委員会委員として適任と考えていますので、引き続き任命させていただきたいものでございます。なお、この方は認定農業者でございます。

続きまして、77ページを御覧ください。

議案第50号、家田増明さんにつきましては、現在、農業委員会委員を務めていただいております。そのほか、愛知用水土地改良区の南知多地域の理事を務めており、農業に従事されています。農業委員会委員として適任と考えていますので、引き続き任命させていただきたいものでございます。

続きまして、78ページを御覧ください。

議案第51号、北河龍吉さんにつきましては、現在、農業委員会委員を務めていただいております。漁業従事者であり農業には従事されていませんが、過去に中学校のPTA会長を務めるなど識見に優れておられ、農業委員会委員として適任と考えていますので、引き続き任命させていただきたいものでございます。なお、この方は、農業委員会の所掌事項に利害関係を有しない中立な人であります。

以上で提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案第45号から議案第51号に対する討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第45号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意されました。

次に、議案第46号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意されました。

次に、議案第47号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意されました。

次に、議案第48号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意されました。

次に、議案第49号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意されました。

次に、議案第50号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意されました。

次に、議案第51号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意されました。

日程第25 議案第52号 南知多町税条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第25、議案第52号 南知多町税条例の一部を改正する条例についての件を議題と

いたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、議案第52号 南知多町税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

データの81ページの提案理由の説明を御覧ください。

1の改正の理由です。

地方税法等の一部を改正する法律が、令和6年3月30日に公布されたことに伴いまして、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の内容です。

地方税法の一部改正に伴う字句の整理で、第33条の7、第54条及び附則第4条の2関係であります。

3の施行期日です。

施行期日は、令和7年4月1日からであります。ただし、第33条の7第1項の改正規定及び附則第4条の2を削る改正規定は、公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日からであります。

提案理由の説明の次のページに新旧対照表をつけておりますので、後ほど御確認ください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第52号の件については、総務建設委員会に付託

することに決定しました。

日程第26 議案第53号 南知多町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第26、議案第53号 南知多町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、議案第53号 南知多町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

データの86ページを御覧ください。

1の改正の理由であります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が令和6年5月27日に施行されたことに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の主な内容は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2が削られたことに伴う字句の整理で、第2条及び第4条関係であります。

3の施行期日は、公布の日から施行し、改正後の南知多町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の規定は、令和6年5月27日から適用するものであります。

提案理由の次のページに新旧対照表をつけておりますので、後ほど御確認ください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

内田議員。

○6番(内田 保君)

それでは、この特定番号の識別の問題の長い法律であります。この条例の改正に当たって、これはマイナンバーの利用拡大とマイナンバーカードの押しつけで保険証の廃止を狙う約22の法律改正で、個人情報保護との関係では大問題であります。

そのため、4つの問題点を質問いたします。

1点目、今回の条例の一部改正内容の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2が削られたとしておりますが、法律別表の第2とはどんなことが書かれていたのか具体的に説明してください。

2点目、マイナ保険証による資格確認ができない人に申請主義の資格確認書を創設し、国民健康保険、後期高齢者医療保険制度では被保険者証の文言を法律から削除しているそうです。これは本当ですか。

3点目、この法案はマイナンバーカードの普及、利用促進のために本人の不同意の表明がなければ自動的に公金受け取り口座を登録してしまうものと聞いたが、本当ですか。

4点目、戸籍等の記載事項に氏名の振り仮名を追加し、今後生まれてくる子の名前は一般的に認められている読み方に限定するそうだが、名前の命名権まで侵害するものになっているのか、これも本当ですか。

以上4点、お願いいたします。

○議長(鈴木浩二君)

総務課長。

○総務課長(坂口増和君)

それでは、4ついただきました質問のうち、1点目の質問について答弁させていただきます。

今回の法改正により削除される法の別表第2の内容でございますが、情報提供ネットワークシステムを使用して情報照会を行う事務、例えば健康保険、税関係事務などの規定や情報提供者、例えば地方公共団体の長や保険者などの規定、そして特定個人情報の内容、こちらはマイナンバーにひもづけされている氏名、生年月日、住所、性別といっ

た内容を規定していたものとなります。以上でございます。

○議長（鈴木浩二君）

住民課長。

○住民課長（山本有里君）

それでは、2点目の質問についてお答えします。

被保険者証が廃止となりますので、文言は削除されております。

なお、資格確認書は申請していただくことなく郵送されます。

次に、3点目の質問についてお答えします。

デジタル庁によりますと、行政機構等経由登録の特例制度が創設され、年金受給者で公金受け取り口座が登録されていない方について、日本年金機構からの通知により簡易に口座登録ができるようになります。この登録は、議員の質問のとおり、本人が不同意を表明しない場合には自動的に登録されますが、登録後でも手続により変更や抹消が可能とされています。

最後に、4点目の質問についてお答えします。

氏名として用いられる文字の読み方として、一般に認められているものでなければならぬとの基準が設けられました。例えば、漢字の持つ意味とは反対の意味による読み方など社会を混乱させるものは認められないと考えられるとのことですので、命名権の侵害にまでは当たらないものと思われまゝす。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了します。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第53号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第27 議案第54号 令和6年度南知多町一般会計補正予算（第1号）

○議長（鈴木浩二君）

日程第27、議案第54号 令和6年度南知多町一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高田順平君）

それでは、議案第54号 令和6年度南知多町一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

データ88ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,816万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億5,616万8,000円とするものでございます。

第2条は、債務負担行為の補正で、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

第3条は、地方債の補正で、地方債の追加をお願いするものでございます。

補正をお願いする内容でございます。

まず、歳出から説明いたします。

少し飛びまして、データ95ページを御覧ください。

3. 歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、2目文書広報費は30万4,000円の財源更正でございます。

これは、国庫支出金の充当に伴う財源更正でございます。

8目企画費は160万円の増額補正でございます。

これは、豊浜地区区長会のコミュニティ備品の購入に対し、一般財団法人自治総合センターからコミュニティ助成金が交付されることとなりましたので、その同額を補助金として交付するものでございます。

9目電算管理費は726万4,000円の増額補正でございます。

これは、行政事務の効率化及び住民サービスの向上のため、標準化システム導入に係る調査分析及び町公式LINEの構築を行うものでございます。

次に、2項徴税费、3目定額減税補足給付金（調整給付）給付事業費は1億3,503万4,000円の増額補正でございます。

これは、所得税及び住民税について定額減税し切れないと見込まれる方々に不足分を現金支給するための経費でございます。

次のページ、96ページを御覧ください。

3項1目戸籍住民基本台帳費は65万6,000円の増額補正でございます。

これは、令和5年度中長期在留者居住地届出等事務委託費交付額の確定に伴い、返還金を計上するものでございます。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、10目物価高騰対応重点支援給付金（新たに非課税・均等割世帯）給付事業費は4,464万3,000円の増額補正でございます。

これは、令和6年度において新たに住民税非課税となる世帯または住民税均等割のみ課税となる世帯に対し、1世帯当たり10万円を給付するための経費でございます。

次に、最下段から97ページ上段にございます2項児童福祉費、1目児童福祉総務費は4,008万8,000円の増額補正でございます。

これは、令和6年10月より児童手当制度の所得制限の撤廃、高校生年代までの支給期間の延長、多子加算について第3子以降3万円とする抜本的な拡充を行うため、児童手当の増額及びシステム改修費や制度改正の周知、新規申請勧奨の経費を計上するものでございます。

3目児童福祉施設整備費は61万6,000円の増額補正でございます。

これは、大井保育所の階段室屋上部分の防水工事を行うため、増額補正するものでございます。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費は3,663万1,000円の増額補正でございます。

これは、新型コロナのワクチンの定期接種化及び歯周病検診の対象者として、20歳、30歳の方を加えることに伴う経費を計上するものでございます。

次のページ、98ページを御覧ください。

8款土木費、5項都市計画費、1目都市計画総務費は49万5,000円の増額補正でございます。

これは、景観計画における景観特派員の募集に伴うワークショップの開催等、新規事業構築のための委託料を増額するものでございます。

次に、9款1項消防費、4目災害対策費は200万円の増額補正でございます。

これは、豊浜地区自主防災会の防災資機材の購入に対し、一般財団法人自治総合セン

ターからコミュニティ助成金が交付されることとなりましたので、その同額を補助金として交付するものでございます。

次に、10款教育費、1項教育総務費、3目教育振興費は2万8,000円の増額補正でございます。

これは、町内中学校の制服を従来型からブレザー型への移行を検討するため、検討委員の報償費を計上するものでございます。

4目教職員住宅費は121万円の増額補正でございます。

これは、日間賀島教職員住宅改修工事のための経費でございます。

次に、2項小学校費、1目学校管理費は1,612万3,000円の増額補正でございます。

これは、豊浜小学校空調機器取替工事、内海小学校本校舎及び体育館トイレ排水管改修工事のための経費でございます。

次のページ、99ページを御覧ください。

4項社会教育費、2目公民館費は94万1,000円の増額補正でございます。

これは、日間賀島公民館集会室空調機器取替工事のための経費でございます。

次に、5項保健体育費、2目学校保健費は83万9,000円の増額補正でございます。

これは、小・中学校に設置しているAEDを屋外に移設するため、屋外用収納ボックスを購入するための費用でございます。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の御説明を申し上げます。

少し戻りまして、データの93ページを御覧ください。

2の歳入でございます。

9款1項1目地方特例交付金は5,908万5,000円の増額補正でございます。

これは、定額減税により減収となる町民税分を国から交付されるものでございます。

次に、14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は3,552万8,000円の増額補正でございます。

これは、歳出で御説明いたしました児童手当の増額に伴う財源の補正でございます。

次に、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は1億8,210万2,000円の増額補正でございます。

これは、歳出で御説明しました歳出予算の補正に伴う財源の補正でございます。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を1億7,603万4,000円、デジタル田園都市国家構想交付金を180万4,000円、デジタル基盤改革支援事業費426万4,000円を増額する

ものでございます。

2 目民生費国庫補助金は300万6,000円の増額補正でございます。

これは、歳出で御説明しました児童手当の制度改正に対応するための財源補正でございます。

6 目教育費国庫補助金は460万6,000円の増額補正でございます。

これは、歳出で御説明しました豊浜小学校空調機器取替工事のための財源補正でございます。

次に、15 県支出金、1 項県負担金、1 目民生費軽費負担金は77万6,000円の増額補正でございます。

歳出で御説明しました児童手当の増額に伴う財源の補正でございます。

次のページ、94ページを御覧ください。

2 項県補助金、3 目衛生費県補助金は9 万円の増額補正で、歳出で御説明しました歯周病検診の対象者拡大に伴う財源の補正でございます。

次に、18 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金は3,203万5,000円の減額補正でございます。

これは、今回の歳入歳出補正の財源調整としまして減額するものでございます。

次に、20 款諸収入、4 項 3 目雑入は2,601万円のうち、1 節総務費雑入は160万円の増額補正でございます。

これは、豊浜地区区長会のコミュニティ備品の購入に対する一般財団法人自治総合センターからの助成金でございます。

3 節衛生費雑入は2,241万円の増額補正で、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する一般社団法人新薬・未承認薬等研究開発支援センターからの助成金でございます。

次に、7 節消防費雑入は200万円の増額補正で、豊浜地区自主防災会の防災資機材の購入に対する一般財団法人自治総合センターからの助成金でございます。

次に、21 款 1 項町債、8 目教育債は900万円の増額補正でございます。

これは、歳出で御説明しました豊浜小学校空調機器取替工事の財源として借入れを行うため、起債限度額を増額するものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

少し戻りまして、データの90ページの左の表を御覧ください。

第2表、債務負担行為補正の表でございます。

戸籍情報システム標準化事業について、令和6年度から令和7年度にかけて事業は行われますが、令和6年度に債務が発生しないため、債務負担行為を設定するものでございます。

右の表を御覧ください。

第3表、地方債補正の表でございます。

歳入の21款町債にて御説明させていただきました地方債限度額の追加でございます。

次に、少し飛びましてデータの100ページを御覧ください。

補正予算給与費明細書の御説明を申し上げます。

ページの右側上段のア、会計年度任用職員以外の職員の表、最下段の比較の欄、職員手当を御覧ください。

職員手当102万7,000円の増額でございます。

これは、物価高騰対応重点支援給付金給付事業費、定額減税補足給付金給付事業費、児童手当制度改正の給付事務に係る職員の時間外勤務手当の増額でございます。

次に、103ページを御覧ください。

地方債の現在高見込みに関する調書でございます。

表の一番下段右側になりますが、令和6年度末現在高見込額は62億453万9,000円でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○6番（内田 保君）

それでは、補正予算について、3点質問をいたします。

1点目、95ページの電算一般管理費で、国のデジタル基盤改革支援事業費が426万4,000円、これがそのまま標準化システム導入に係る調査分析等業務委託料となっております。電通などをもうけさせるだけのお金ではないかと思われませんが、標準化システム導入の調査とは、この南知多町において何を調査分析するのか詳しく説明してください。

い。

2点目、コミュニティ備品に購入に対する一般財団法人自治総合センターからの助成金ですが、まず、防災交通課の200万円の地域防災組織の育成で出すということになっていますが、これはひもつきなのか、これを買いなさいじゃなくて、それぞれの組織に応じてきちっと計画は自分たちでできるものなのかどうか、それも教えてください。

3点目、まちなみ環境課の都市計画一般管理費ですが、景観計画のところで先ほど説明がありましたが49万5,000円で、今後景観のワークショップをすると、そういうことを発表されました。それはいつどこでどのような形で具体的な取組をしていくのか、お答えください。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

総務課長。

○総務課長（坂口増和君）

まず、1点目の委託料の件でございますが、標準化システム導入に係る調査分析等業務委託料というところでございますが、国は令和7年度末までに全国の自治体の情報システムの標準化、共通化を進めておるところでございます。

この委託業務につきましては、自治体が保有している基幹業務、例えば児童手当、住民基本台帳、税務関係などのシステムにつきまして、国のシステムの標準仕様のレイアウトやファイル管理などを本町の保有しているシステムと比較し、適合している部分と乖離している部分を調査分析する委託料、委託業務となっております。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

防災交通課長。

○防災交通課長（石黒俊光君）

2点目のコミュニティ助成事業補助金、地域防災組織育成の200万円の関係でございますが、地域の防災活動に直接必要な設備等の整備のためにということで、各組織でいろいろ選定して買うことができます。例えば今選定されているのがどういうものかという、災害時に避難所運営や避難場所での必要な品物、それから災害救助や避難誘導に必要な品物などが選定されております。

○議長（鈴木浩二君）

まちなみ環境課長。

○まちなみ環境課長（田中達也君）

3点目の質問につきまして、お答えいたします。

令和6年4月に南知多町景観計画が策定されたことに伴いまして、景観づくりに向けた周知啓発を行うために設置する景観特派員候補者を対象とした写真の撮り方やレポートの作成講座等のワークショップの開催を予定しておりますが、開催の時期につきましては未定でございます。以上でございます。

○議長（鈴木浩二君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により各委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第54号の件については、各委員会に付託することに決定しました。

日程第28 請願第2号 「金権腐敗政治を一掃するための意見書」の採択を求める請願」

○議長（鈴木浩二君）

日程第28、請願第2号 「金権腐敗政治を一掃するための意見書」の採択を求める請願の件を議題といたします。

ただいま議題となりました請願第2号につきましては、請願文書表のとおりであります。

本件については、会議規則第91条の規定により総務建設委員会に付託いたします。

○議長（鈴木浩二君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦勞さまでした。

〔 散会 11時24分 〕

